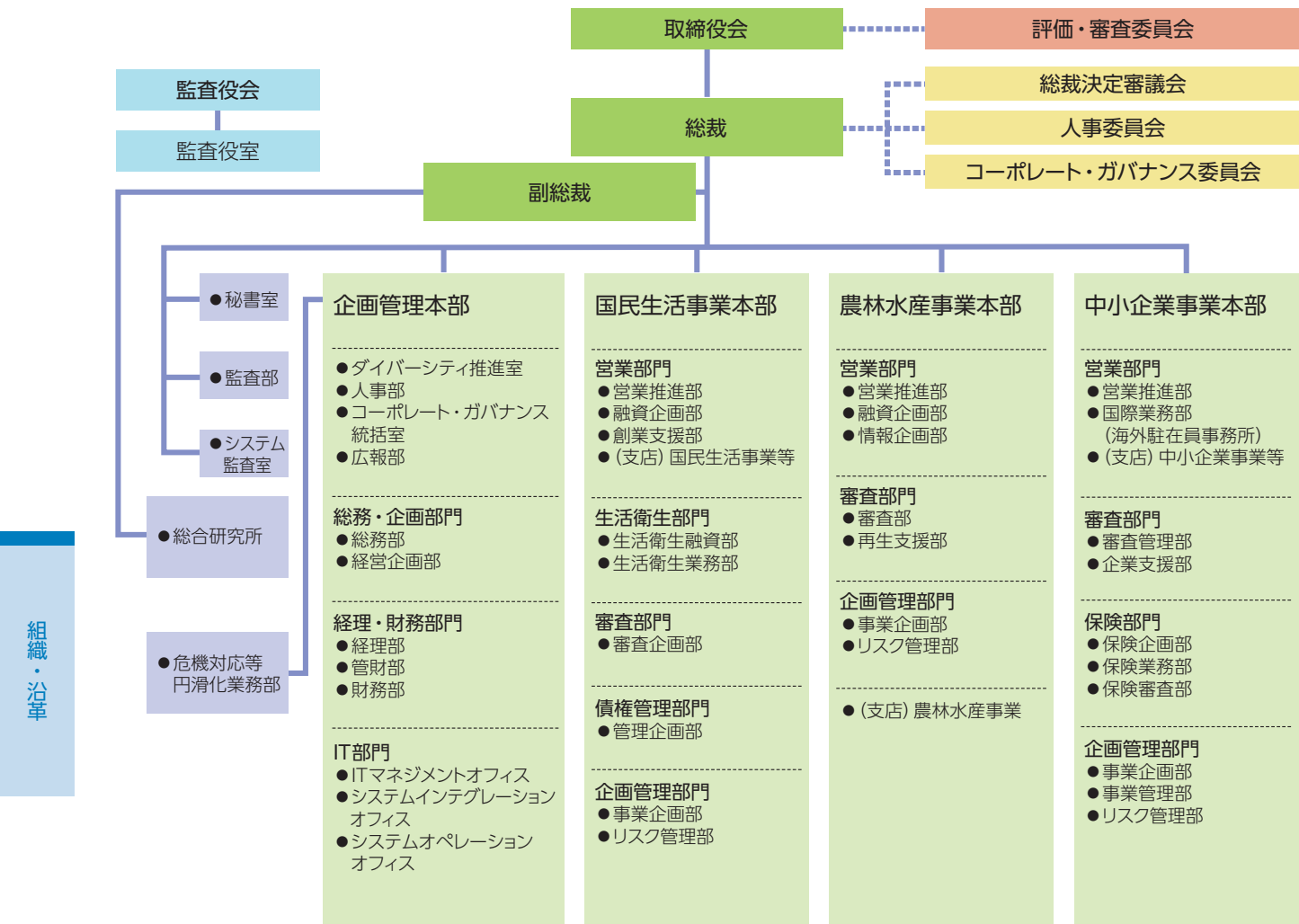


組織・沿革

組織について	62
日本公庫の沿革	63
店舗地図	64

組織について

株式会社日本政策金融公庫の組織図



役員一覧 (令和8年6月23日現在)

代表取締役総裁	藤井 健志	常務取締役	新堀 健二	社外取締役	佐藤 雄二郎
代表取締役副総裁	岡崎 文太郎	常務取締役	水谷 泰久	社外取締役	宮城 典子
代表取締役専務取締役	辻 貴博	常務取締役	北村 秀和	常勤監査役	飯田 圭一
代表取締役専務取締役	常葉 光郎	取締役	吉永 俊雄	社外常勤監査役	伊東 正仁
代表取締役専務取締役	戸高 秀史	取締役	奈良井 功	社外監査役	大谷 秋洋
代表取締役専務取締役	定光 裕樹	取締役	池田 賢志	社外監査役	香山 真
常務取締役	高橋 恵一	取締役	川上 一郎		
常務取締役	長田 浩志	取締役	磯貝 浩昭		

日本公庫の沿革

【国民生活事業】

年月	国民金融公庫に係る事項	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年 6月	国民金融公庫設立	
昭和42年 9月		環境衛生金融公庫設立
昭和42年 10月	環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの受託業務を開始	
昭和47年 7月		民間金融機関に対し業務の直接委託を開始
昭和57年 1月		直接貸付による業務開始
年月	国民生活金融公庫に係る事項	
平成 9年 9月	環境衛生金融公庫と国民金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定	
平成11年 5月	「国民生活金融公庫法」(国民金融公庫法の一部を改正する法律)が成立	
平成11年 10月	「国民生活金融公庫法」に基づき、国民金融公庫が国民生活金融公庫に改称 解散した環境衛生金融公庫の一切の権利及び義務を承継	
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(国民生活事業)	

【農林水産事業】

年月	事項
昭和28年 4月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始
昭和33年 9月	直接貸付による業務開始
平成14年 7月	農業法人投資育成会社への出資事業創設
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(農林水産事業)

【中小企業事業】

年月	中小企業金融公庫に係る事項	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年 8月	中小企業金融公庫設立	
9月	代理貸付による業務開始	
昭和30年 10月	直接貸付による業務開始	
昭和33年 7月		中小企業信用保険公庫設立(中小企業庁から中小企業信用保険事業及び信用保証協会に対する融資事業を承継)
昭和59年 10月		通商産業省から機械類信用保険事業を承継
平成10年 12月		破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始
	中小企業総合事業団に係る事項	
平成11年 7月	中小企業総合事業団設立(中小企業信用保険公庫等の事業を承継)	
平成15年 4月	機械類信用保険業務の機械保険経過業務への移行	
平成16年 7月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大(証券化支援業務の開始、中小企業総合事業団の信用保険事業の承継)	
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(中小企業事業)	

【株式会社日本政策金融公庫】

年月	事項
平成17年 12月	「行政改革の重要方針」が閣議決定
平成18年 5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立
6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年 5月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫(現 国民生活事業)、農林漁業金融公庫(現 農林水産事業)、中小企業金融公庫(現 中小企業事業)及び(旧)国際協力銀行(うち国際金融等業務)(現 株式会社国際協力銀行)の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、当公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 危機対応円滑化業務を創設
平成22年 4月	駐留軍再編促進金融業務に係る特別勘定(駐留軍再編促進金融勘定)を設置
8月	特定事業促進円滑化業務に係る特別勘定(特定事業促進円滑化業務勘定)を設置
平成23年 4月	「株式会社国際協力銀行法」が成立、平成24年4月1日に国際協力銀行が当公庫から分離することが決定
7月	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成24年 3月	「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」が成立、平成34(令和4)年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定
4月	国際協力銀行が分離 国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成26年 1月	事業再編促進円滑化業務を開始
令和 2年 8月	開発供給等促進円滑化業務を開始
令和 3年 8月	事業適応促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務及び導入促進円滑化業務を開始
令和 4年 3月	「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律」が成立、令和14年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定
令和 5年 1月	供給確保促進円滑化業務を開始

店舗地図

【お問い合わせ先】

■ 事業資金のご相談

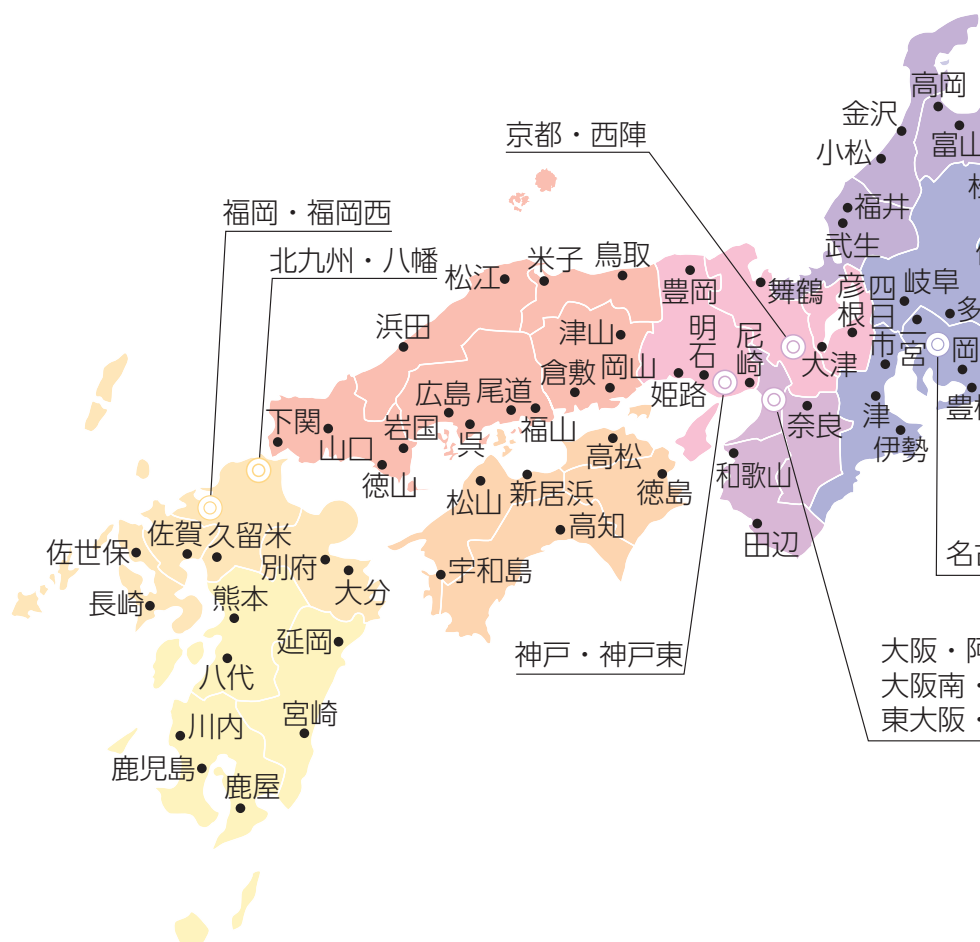
事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 (フリーダイヤル)
東京ビジネスサポートプラザ 03-3342-3831
大阪ビジネスサポートプラザ 06-6315-0312

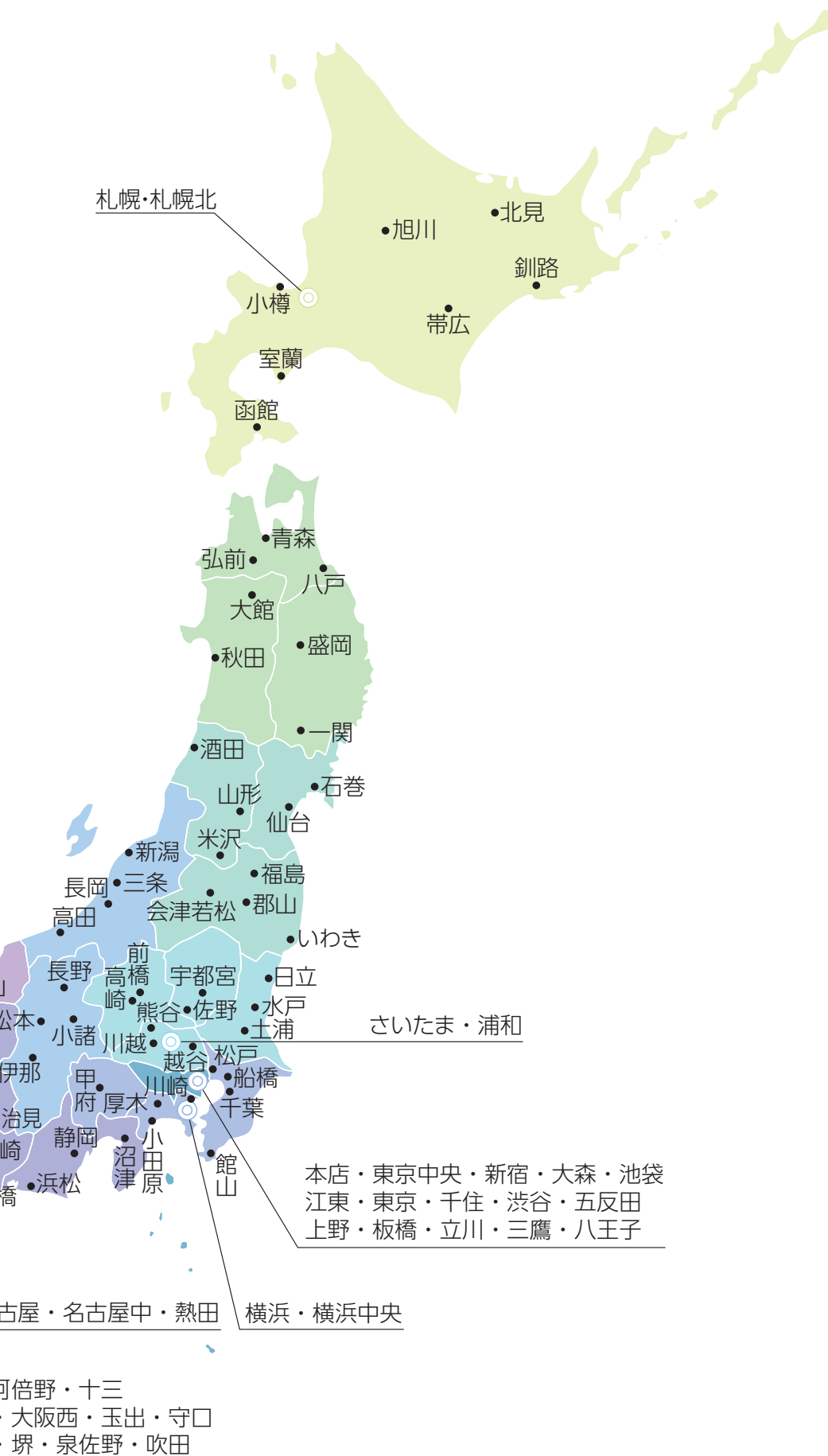
■ 教育ローンのご相談

教育ローンコールセンター 0570-008656 (ナビダイヤル)
03-5321-8656

■ 海外駐在員事務所

上海駐在員事務所 +86-21-6275-8908
バンコク駐在員事務所 +66-2-252-5496
ホーチミン駐在員事務所 +84-28-3535-8921





詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。
<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>



Memo
